

悪質な点検商法、振り込め詐欺にご注意ください

1人暮らしの高齢者を狙い、床下や屋根の点検などを口実に訪問して、不要な修繕工事を高額で行う点検商法や悪質なリフォーム業者による被害が多発しています。

<点検・訪問販売対策>

- ・簡単に業者を家に入れない、電話で承諾しない。
- ・契約は1人で決めず、必ず家族や親戚と相談する。契約後でも、契約を解除する「クーリング・オフ」を利用できる場合があります。すぐご相談ください。

家族や警察官などを装い、お金を預金口座に振り込ませるものや架空請求などの振り込め詐欺も後を絶ちません。ご注意ください。

<振り込め詐欺対策>

- ・すぐにお金を振り込まない。
- ・必ず本人と連絡を取って、内容を確認する。

☎市消費生活センター（商工課商業労政係内） ☎44-3174
 磐田警察署生活安全課 ☎37-0110



平成18年度市県民税納税通知書を確認してください

市県民税を会社の給与から天引きしている方には、5月に市から給与支払者あてに、「平成18年度市県民税特別徴収税額の通知書」を郵送します。

個人で納める方には、6月に市から「市県民税納税通知書」を郵送します。

<平成18年度市県民税の主な改正>

高齢者控除・市県民税非課税の廃止

平成18年度から高齢者控除が廃止されます。また、65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方にかかる非課税措置も廃止されます。その経過措置として、65歳以上（平成17年1月1日現在）の方で、平成17年中の合計所得金額が125万円以下の方にかかる市県民税は、平成18年度は、その3分の2が減額されます。

均等割非課税措置の廃止・森林づくり県民税の導入

平成17年度課税は、夫婦それぞれが一定の所得を超えている場合、均等割額は、いずれか一方が半額の2,000円でしたが、平成18年度からは、夫婦2人とも4,000円になります。加えて、新たに森林づくり県民税400円が加算され、均等割額は、4,400円になります。

定率減税の見直し

平成17年度分は、所得割額の15%相当額（4万円を限度）を税額から控除していましたが、平成18年度分は、所得割額の7.5%相当額（2万円を限度）になります。

☎税務課市民税係 ☎44-3109

水玉プールが夏季開館時間になります

6月から9月まで、月見の里学遊館水玉プール（トレーニングルーム、フィットネスルームを含む）の開館時間が変わります。

開館時間 午前9時～午後9時（木曜日は休館）

☎月見の里学遊館水玉プール ☎49-3201

人間ドックの実施日を縮小します

市民病院では、医師不足などの理由から、人間ドックを順次縮小します。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解をお願いします。

人間ドックの実施日

6月...毎週水・木・金曜日

7～11月...毎週水・金曜日

12月以降...休止

☎市民病院医事課地域連携係
 ☎43-2511（代表）

児童手当の振り込みをお確かめください

6月は児童手当の支給月です。受給している方には、2～5月分の児童手当を6月9日（金）に指定の口座に振り込みます。

入金をお確かめください。

手当の額	第1子	5,000円
	第2子	5,000円
	第3子～	10,000円

児童手当法の改正による支払いについては、7月以降に振り込みます。

☎しあわせ推進課子ども係 ☎44-3120
 福祉課福祉係 ☎23-9213

公園はみんなのもので大切に使いましょう！

スプレーなどで落書きしたり、施設を壊したりしないでください。

夜間、大声を出したり、騒いだりしないでください。

遊具などは大切に使うてください。

愛犬のふんやごみは各自で持ち帰ってください。

☎維持管理課公園緑地係 ☎44-3165